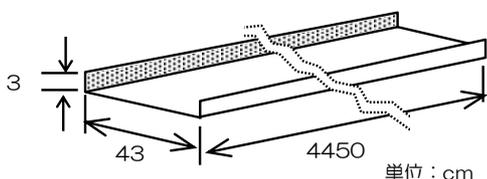
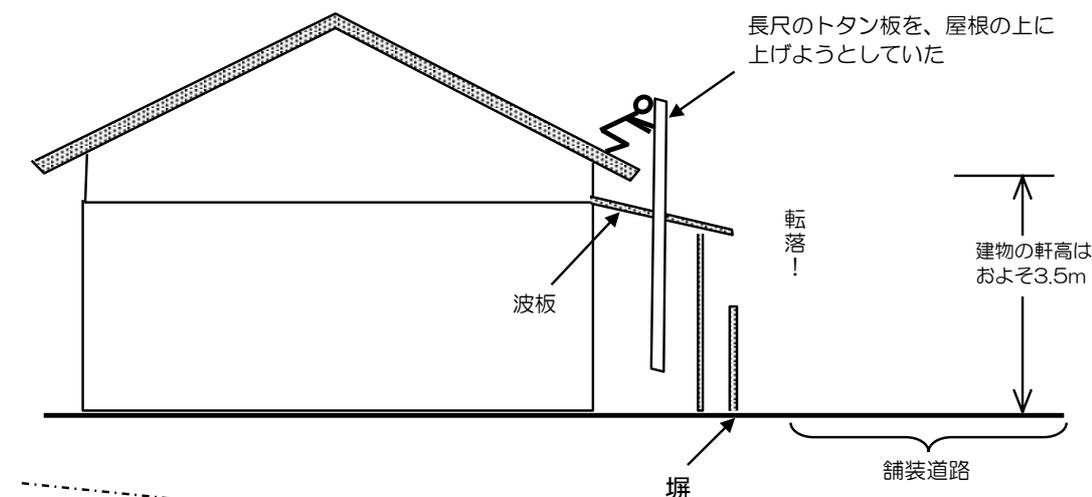


屋根葺き替え作業中に転落し死亡！

— ひとり親方に該当事案か？ —

- ☆ 平成22年7月6日午後2時ころ、仙台市太白区西多賀の民家で屋根の葺き替え作業をしていた板金工（男・62歳）が、屋根の上から転落して死亡する事故が発生しました。
- ☆ 当該建物は、住宅用の木造平屋建て既設建物で、瓦屋根をトタン屋根に葺き替えの発注を受けた A 工務店が元請けとして施工していました。
- ☆ 事故前日の午前、下請け B 社により瓦屋根が撤去されました。
- ☆ 本件被災者の C さんは、個人で板金工事業を営んでいる方（経営形態その他の詳細は現在監督署で調査中）ですが、瓦を撤去した屋根をトタン葺きとすべく A 工務店から受注しました。
- ☆ 事故前日の午後、C さんはコンパネとルーフィング張り（トタン板の下張りとなるもの）を行いました。事故当日 C さんは、午前中屋根周りの作業を行い、午後から、現場に運び込んであったトタン板（下図参照）を屋根上に引き上げる作業を行いましたが、その時に事故が発生しました。
- ☆ 作業は、A 工務店の事業主が家屋にトタン板を立て掛け、C さんが屋根上の端部から立て掛けられたトタン板を引き上げるというもので、その時誤って南側路上に墜落したものです。不安定な作業姿勢で、4 mを超える長さのトタン板を引き上げたため、身体のバランスを崩したものと推測されます。
- ★ C さんは屋根からの転落防止対策や保護帽の着用はしていなかった模様です。
- ★ 本件は、いわゆる「一人親方」に該当する可能性があり、目下所轄監督署で労働者性の有無を調査中です。もし、労働者性が無いとの結論が出た場合は、労災にはカウントされないこととなります。
- ★ 本件のように屋根の上で作業をする場合は、（もし労働者であれば）屋根の面が安衛則第 519 条にいう「作業床」に該当すると思われ、墜落防止措置が求められますし、保護帽の着用も望ましいこととなりますので類似作業がある方は十分ご留意願います。



トタン板の概要

（実際には、左図の長尺トタン板2枚を向かい合わせにして組み合わせた状態で取扱っていた。1セットの重さは十数キログラムと推測される。）